

税・使用料など	内 容	問い合わせ
後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合、保険料の減免や徴収を猶予できる場合があります。詳しくは、福岡県後期高齢者医療広域連合で決定され次第、改めてお知らせします。	健康づくり課 医療係 (Tel 64-1527)
その他の料金	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合、下記の料金について支払いの猶予などの相談に応じます。 ▼水道料金 ▼下水道使用料 ▼農業集落排水使用料 ▼浄化槽使用料 ▼公共下水道事業受益者負担金 ▼戸別浄化槽設置分担金	上下水道課 庶務係 (Tel 64-1533)

がまだす・みやま全力応援金(みやま市独自の支援策)

みやま市独自の支援策(第2弾)を実施します。詳しくはホームページにも掲載しています。



<p>妊婦さん応援事業 子育て世代包括支援センター係 (Tel 64-1520)</p> <p>対象者に一律 10 万円の応援金を支給します。</p> <p>■対象</p> <p>①令和 2 年 4 月 28 日現在で母子手帳をお持ちの産婦で、4 月 28 日以降に出産し、出産後も引き続き市内に在住の人 ②令和 2 年 4 月 28 日現在で母子手帳をお持ちの妊娠中の人で、引き続き市内に在住の人 ③令和 3 年 4 月 1 日までに出産予定の妊婦(転入者含む)で、引き続き市内に在住の人</p> <p>■申し込み期限 令和 3 年 3 月 31 日</p>
<p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者臨時特別給付金事業 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel 64-1535)</p> <p>対象世帯に、養育中の子 1 人あたり 2 万円の特別給付金を支給します。 児童扶養手当受給世帯は手続き不要です。特別児童扶養手当受給世帯は郵送による申請となります。</p> <p>■対象</p> <p>児童扶養手当および特別児童扶養手当の受給世帯</p>
<p>就学援助(要保護・準要保護)世帯支援事業 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel 32-9101)</p> <p>対象世帯に、児童・生徒 1 人あたり 2 万円の特別給付金を支給します。申請の手続きは不要です。</p> <p>■対象</p> <p>就学援助(要保護・準要保護)世帯</p>
<p>飲食店応援事業 商工観光課 商工観光係 (Tel 64-1523)</p> <p>市内飲食店の店舗内での飲食やテイクアウト(持ち帰り)、デリバリー(宅配)の際に利用できる「1,000円クーポン券(200円×5枚綴り、有効期限 8月31日)」を市内全世帯へ配布します。500円(税込)購入毎に1枚利用できます。</p>

市税、使用料などの納付の猶予・減免について

市税や使用料などの納付について、支払いの猶予や減免ができる場合があります。新型コロナウイルス感染症の影響などで納付が困難なときにはご相談ください。

税・使用料など	内 容	問い合わせ
市税等の徴収猶予制度の特例	令和 2 年 2 月～令和 3 年 1 月納期の市税および国民健康保険税について、納税義務者の収入が大幅に減少(前年同期比でおおむね 20%以上)し、納期内に納付できない場合、無担保かつ延滞金なしで、最高 1 年間徴収を猶予 ※税額が減少するわけではありません。	税務課 収納係 (Tel 64-1537)
固定資産税	■対象者(減免率) 中小企業者・小規模事業者で、令和 2 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 カ月間の事業収入の前年同期比減少率が 30%以上の者(収入の減少率が 30%以上 50%未満で半額減免、50%以上で全額減免) ※減免申請には、経営革新等支援機関等からの証明書が必要です。 ■減免対象 令和 3 年度分の固定資産税(償却資産および事業家屋に係るのみ)	税務課 資産税係 (Tel 64-1536)
国民健康保険税	■対象者 ①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により、死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入などが減少し、その減少額が前年額の 30%以上となる世帯 ※ただし、次の場合を除く ・前年の合計所得金額が 1000 万円を超える場合 ・減少が見込まれる収入などに係る所得以外の前年の所得が 400 万円を超える場合 ■減免対象 令和 2 年 2 月～令和 3 年 3 月納期の国民健康保険税	税務課 市民税係 (Tel 64-1511)
介護保険料(第一号被保険者)	■対象者 ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人 ②主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の 2 点のすべてに該当する人 ・事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補われるべき金額を控除した額)が前年の事業収入などの額の 10 分の 3 以上 ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下 ■減免対象 令和元年度分および令和 2 年度分で、令和 2 年 2 月～令和 3 年 3 月納期(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)の介護保険料	介護支援課 介護保険係 (Tel 64-1555)
国民年金保険料	■対象者(次の 2 点を満たす人) ①令和 2 年 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少 ②令和 2 年 2 月以降の所得の状況から、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる ■免除対象 令和 2 年 2 月～6 月分まで(令和 2 年 7 月分以降は、改めて申請が必要) ※免除を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間(120 月)の対象期間には算入されますが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。	大牟田年金事務所 (Tel 52-5294) 健康づくり課 国保年金係 (Tel 64-1529)